



JR東労組申26号

「2020年度夏季手当」に 関する申し入れ

基準内賃金の**3.0** **カ月+**支払指定：6月30日まで
回 答：6月12日まで**新型コロナウイルス感染症
対応に対する特別手当として****5** **万円**

JR東労組中央本部は5月15日に申26号「2020年度夏季手当」に関する申し入れを行いました。昨年秋の台風被害や新型コロナウイルスの影響で厳しい経営環境であることは私たち組合員も現場で肌で感じています。しかし、公共交通機関としてのエッセンシャルワーカーである私たちの立場からすれば、感染拡大防止や自らが感染しない対策を求められる以上に行っており、緊張感を絶やさず社会インフラを最前線で担う使命感に報いるべきです。また、変革2027に基づいた各種施策を真摯に担い、現場で汗する組合員の努力を無視する下記手当であってはなりません。2019年度の決算では減収減益の中においても単体では1590億円の黒字を計上していることから考えても、妥当であると考えます。

厳しい時こそ労働組合としての真価が問われます。要求実現の為に本部交渉団を職場から支えていきましょう！職場からの取り組みの強化をお願いいたします。

組合員の日頃の努力に今こそ報いるべき！ 本部交渉団を仙台地本から支えよう！